



2022年8月17日

各 位

会 社 名 ショーボンドホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 岸 本 達 也  
(コード：1414、東証プライム市場)  
問合せ先 取締役総務部長 東 城 俊 哉  
(TEL：03-6892-7101)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年9月28日開催予定の第15回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 第14条（電子提供措置等）

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります

##### (2) 第22条（代表取締役および役付取締役）

選定できる役付取締役に柔軟性を持たせるため、当社定款第22条第2項を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年9月28日（予定）  
定款変更の効力発生日 2022年9月28日（予定）

以 上

「定款変更の内容」

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>            第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(代表取締役および役付取締役)            第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。            ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、<u>取締役副会長、取締役副社長各若干名</u>を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p><u>(電子提供措置等)</u>            第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。            ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで<u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)            第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。            ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、<u>その他役付取締役若干名</u>を選定することができる。</p> <p><u>(附則)</u>            1. 2022年9月1日(以下「施行日」という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>はなお効力を有する。            2. 本附則は、<u>施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上